

はじめに

子どもにとって読書は、言葉を学び、言葉を伝え、表現力を高め、感性を磨き、創造性豊かな心を育み、将来に向かって人として生きるための基礎的な力を身につけていく上で極めて重要であります。

しかし、今日、子どもの読書離れは深刻な状況にあり、本町の児童生徒にあっても例外ではありません。

これらの状況を踏まえ、町教育委員会は読書を通して子どもたちに豊かな心と感性を身につけさせたいと願い、平成17年4月より「かわまた教育推進プラン」3つの学習プランの1つに、「読み聞かせ・読書学習プラン」を立ち上げ、子どもの読書活動を推進し一定の成果を上げてまいりました。

この度川俣町は、「読書が大好きな子どもがたくさんいる町」を目指し、国が平成13年12月12日公布いたしました「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に従い、「川俣町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

将来を担うかけがえのない子どもたちのために、この計画を基本として、町民の皆様をはじめ、教育関係者のご理解とご協力をいただきながら、子どもの読書活動を推進してまいりたいと考えております。

本推進計画策定に当たり、貴重なご意見をいただきました、町幼稚園長会並びに町小・中学校長会に対し、厚く御礼申し上げます。

平成22年3月

川俣町教育委員会教育長 神田 紀

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的

読書は、子どもの心と「言葉」を豊かにし、自ら学び自ら考える力、すなわち「自ら主体的に学ぶ力」を育みます。

子どもは、読書活動を通して、想像力と感性を磨き、自分の考えを述べたり、感情を伝えたりする「言葉」をしっかりと身につけます。

また、子どもは「言葉」の獲得によって、幅広い知識や表現する力を習得し、必要な情報を選択し活用する能力を培うことができます。

この計画は、本町における読書活動の実態を踏まえ、将来を担う子どもたちが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、読書環境の整備を図り、読書を通して豊かな心と生きる力を育むことを目的とします。

川俣町におきましては、現在策定中であります「第五次川俣町振興計画」の中にこの趣旨を盛り込み、総合的な読書活動の推進に努めます。

2 子どもの読書活動の現状と課題

本町においては、町民の皆様の生涯学習推進の視点から、さらに、幼稚園・小・中学校においては、幼児、児童生徒の豊かな心を育む視点から、図書購入予算を大幅に増額し、読書活動の充実に努めてきたところです。

特に、子どもたちの読書活動については、平成17年4月より「かわまた教育推進プラン」3つの学習プランの一つに「読み聞かせ・読書学習プラン」を策定し、幼稚園、保育園においては「読み聞かせの時間」を、小・中学校においては学校の日課に合わせて「読書の時間」を設定し、読書活動の充実に力を入れてきました。町内の小・中学生を対象とした「川俣町読書感想文コンクール」もその一環であり、児童生徒の作文力は年々向上しています。

しかし、子どもの読書離れは、本町においても顕著に表れており、親子で絵本の読み聞かせを楽しむなど、乳幼児期からの環境づくりが大切であり、家庭における読書活動の啓発が必要な現状にあるといえます。

その他、本町における読書活動の現状は次のとおりです。

(表1) 本町の小・中学校の児童生徒の1カ月当たりの読書冊数 (平成21年度)

(単位:冊)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	平均冊数	20.3	27.7	13.7	7.6	5.3	6.3	13.3
	最多分布範囲	8冊以上 (73.6%)	8冊以上 (76.6%)	8冊以上 (63.4%)	8冊以上 (36.6%)	8冊以上 (17.4%)	8冊以上 (28.9%)	8冊以上 (49.2%)
中学校	平均冊数	3.7	2.0	2.3				2.6
	最多分布範囲	2冊3冊 (30.3%)	1冊 (46.3%)	2冊 (45.2%)				2冊 (30.5%)

(資料:川俣町教育委員会)

小学生では8冊以上が約5割を占めるが、中学生では2冊が最も多く、中学生になると読書冊数の極端な減少傾向が見られる。

「1カ月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合」については、小学生は0%であるが、中学生になると6.7%になる。理由として、「ゲームや雑誌、マンガのほうがいい」「どんな本をよんでいいかわからない」等を挙げている。

「読書のきっかけ」については、小学生の7割以上が「学校の図書館で見つけた」と答えているが、中学生は「本屋で見つけた」が3割以上、「学校の図書館で見つけた」は約2割となっている。

(表2) 小・中学校図書館図書充足率

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	図書標準冊数(冊)	蔵書冊数(冊)	充足率(%)	図書標準冊数(冊)	蔵書冊数(冊)	充足率(%)	図書標準冊数(冊)	蔵書冊数(冊)	充足率(%)
小学校	43,840	37,797	86.2%	43,840	39,459	90.0%	33,320	34,155	102.5%
中学校	18,560	16,518	89.0%	19,200	17,395	90.6%	17,600	16,879	95.9%

(「学校図書館の現状に関する調査」より)

「読み聞かせ・読書学習プラン」により図書購入費が増額され、充足率は向上している。
平成18、19年度の小学校数は8校、平成20年度は6校。中学校数は2校。

(表3) 中央公民館図書室の利用者数・貸出冊数

	就学前	小学生	中学生	大人	合計	一般書(冊)	児童書(冊)	合計
平成20年度	1,079	1,729	1,089	7,642	11,539	9,140	6,045	15,185
平成19年度	1,243	1,552	1,387	7,511	11,693	8,583	6,430	15,013

(資料：川俣町中央公民館図書室)

大人の中に「子どもに読ませたい」と絵本を含む児童書を借りていく人数が増えている。
多くの町民に利用していただけるよう、開館日や開館時間を設定している。

(表4) 本町各地区公民館における蔵書数 (単位：冊)

	鶴沢	小神	福沢	福田	小島	飯坂	大綱木	小綱木	山木屋	合計
平成20年度	1,773	1,300	1,084	780	2,210	444	598	508	940	9,637
(内児童書)	541	370	330	250	1,030	296	292	236	70	3,415
H21 購入(冊)	15	15	11	15	12	14	12	13	17	124
(内児童書)	2	5	5	13	12	9	4	4	6	60

(資料：川俣町中央公民館)

9公民館の図書予算は同額。購入図書リストは各地区公民館ごとに作成している。

3 計画の位置づけ

川俣町子ども読書活動推進計画は、「第五次川俣町振興計画」及び「福島県子ども読書活動推進計画」、平成20年3月11日に閣議決定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、町民総ぐるみで川俣町の子ども読書活動推進に努めるという、基本理念と整合性を図るものです。

第2章 子どもの読書活動推進に関する基本方針

1 子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもが読書を通して豊かな心や表現力、想像力を身につけるためには、自ら主体的に読書を楽しむことができるよう、人的・物的・運営的環境を整えることが重要です。

そのためには、幼児は家庭や幼稚園・保育園、また、小・中学生は学校や家庭において、さらには町民ボランティア等の援助によって、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、広く読み聞かせや読書の機会の充実を図り、読書環境を整えることが必要です。

町教育委員会は、これらの環境を整えるため、家庭への啓発や中央公民館をはじめ地区公民館の図書室の整備・充実を図ります。さらには幼稚園や保育園、学校等の読み聞かせや読書活動を推進し、読書に親しむ機会の充実を図るとともに、それぞれの機関が果たすべき役割を明確にしながら、子どもの読書活動を総合的に推進することとします。

2 子どもが読書に親しむ環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもを持つ親の理解が必要です。乳幼児は両親及び家族の深い愛情によって育まれます。また、児童生徒は、本を読んでもらったり、良書を親や友人に薦められたりして、読書の楽しさを学んでいきます。したがって、子どもを持つ親や家族を対象とした絵本等の読み聞かせの研修会や広報等による啓発、読書ボランティア活動の充実をはじめ、幼稚園・保育園・小・中学校における教師や保育士による読書活動の推進を図ります。

また、子どもが集まる公民館や学校の図書室の充実を図り、子どもが本と出会える環境を整備し、子どもが読書に親しむことができるよう多くの機会を提供します。

3 子どもの読書に関わる関係機関との連携

子どもの読書活動を推進するためには、中央公民館や地区公民館の図書室、及び幼稚園・保育園・小・中学校の絵本を含めた図書の整備と充実が必要です。そのために、町は必要な予算を計画的に計上し、良書の購入を進めます。

また、インターネットのランを整備して、学校や各公民館の蔵書の検索をコンピュータで行えるようにします。

さらに、保護者やPTAと連携協力し、「親と子どもの読書の日」を月1回制定し、子どもの読書力を高めます。

第3章 子どもの読書活動推進に関する具体策

1 幼稚園、保育園における読み聞かせ読書活動の推進

園児はだれでも、絵本の読み聞かせを楽しみ、絵本を見ることに興味をもつものです。しかし、それを提供する教師や保育士がその絵本のもつ教育的価値やストーリーのもつ奥深さを理解していなかった場合は、子どもたちに深い感銘や豊かな感性を育むことには至りません。したがって、幼児の教育や保育に当たる教師や保育士は、子どもと同様豊かな感性をもっていることが求められます。

そこで、町教育委員会では、子どもの豊かな心や想像力を育むために、教師や保育士を対象とした読書・読み聞かせに関する研修会を定期的に計画し、読み聞かせの指導技術の向上を図ります。

- 保育の時間に読み聞かせを行ったり、ボランティアと連携したりして、絵本にふれあう機会の充実を図ります。
- 園の施設内に図書コーナーを設置するなど、本にふれやすい環境づく

くりに努めます。

保護者への絵本の貸し出しを積極的に行います。

- おたより等で保護者への読書活動の広報・啓発を推進します。

2 小・中学校における読書活動の推進

小・中学校の年代は、心身の諸能力や機能が急速に発達する時期です。

小学校においては、基礎的な読書能力や習慣が身に付いてくるのがこの時期です。

中学校においては、読書を通して主人公の生き方に深く感銘したり、批判したりする能力が芽生え、さらに、情景や背景を想像したり、主人公と自分の生き方とを照らし合わせたりしながら読みを深めるなど、成人としての読書水準に近づいてくる時期です。

本町各小・中学校においては、平成17年4月から実施している「読み聞かせ・読書学習プラン」を基に、「読み聞かせ・読書学習自校プラン」を作成しています。そして、日課表には「読書の時間」を位置づけており、児童生徒が主体的に読書活動を進めています。

各学校には、毎年図書購入の予算が配当されていますが、さらに、豊富な図書の中から読みたい本を自由に選ぶことができるよう、各学校の図書の整備と充実を図っていきます。

また、学校図書館は児童生徒と教師が協力し合い使いやすいよう工夫・整備し、学校の特色を生かした図書館づくりに努めます。

小・中学校では、「総合的な学習の時間」などにおいて「自ら学び自ら考えること」や「学び方を学ぶこと」などの機会が増加します。児童生徒が図書館を活用する力を育むことは「自ら主体的に学ぶ」能力を育成する上で極めて大切な活動となります。そこで、小・中学生の読書活動を推進するために、学校図書館を授業で活用できるよう整備に努め、児童生徒の発達段階に応じた教師による読書指導の充実を図ります。

- 読み聞かせやブックト - ク等により本に親しみ、触れ合う機会を充実させます。
- 読書冊数の調査や「奨励賞」制度の設置など、子どもの読書に対する奨励活動を行い、読書意欲の向上を図ります。
- 学校間やボランティア、PTAとの連携等により、おはなし会や読み聞かせ会等の事業を推進します。
- 「図書だより」を発行したり、新刊図書を紹介したりするなど、保護者に対して情報提供や啓発を行います。

3 地域や家庭における読書活動の推進

家庭は子どもにとって最も安心して生活できる居場所です。また、家庭は子どもが家族の一員として共同生活を営む上で欠かすことのできない憩いの場所でもあります。

このように潤いのある家庭の中で、親や家族が心を込めて本を読んであげると、子どもにとって楽しく幸せな時間であると同時に、親と子が心ふれあう大切な時間でもあります。こうして、親と子の絆は深められ子どもは心豊かに成長していくものです。

また、地域においては、地域の伝統行事や公民館における子どもを対象とした事業等を通して、子どもの健やかな成長に資することが求められています。

このような家庭や地域における子どもとの関わりを通して、読書活動を進めるための基盤づくりに努めていくことが今後必要です。

そこで、町教育委員会では、子どもの読書習慣を培うのは、家庭であることに着目し、乳幼児からの読み聞かせ活動と親子読書を奨励し、家庭における読み聞かせ読書活動への理解と関心を高め、その実施のための啓発に努めます。

また、地区公民館においては、蔵書の整備を図るとともに、子どもの読書活動に関する行事を企画するなど、家庭と地域が協力して読書活動の推進に当たるように努めます。

(1) 中央公民館における読書活動の推進

町の中心地にある中央公民館は、放課後帰宅途中の小・中学生はもちろんのこと、町民にとって、立ち寄りやすく活用しやすい立地条件にあります。

この施設を将来の町立図書館設立までの期間、読書活動の拠点として整備することが、喫緊の課題であると考えます。

町教育委員会は、中央公民館図書室の蔵書や新刊図書について、町のホームページで紹介してきましたが、今後利用者の便宜を図るため、貸出返却業務をコンピュータで処理できるよう現在、整備中です。

また、図書室の他に中央エントランスホールに読書コーナーを設置してありますが、これらの整備・充実をさらに進め、子どもからお年寄りまで、いつでも本に親しめるよう環境づくりに努めます。

- おはなしのへや（月1回）の開催など、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。
- 「とよしつだより」を発行し、新刊情報やおすすめ本の紹介、休室日等の情報を提供します。
- 子どもたちが利用しやすい図書室とするために、施設の整備・充実を図ります。
- 県立図書館と連携し、あづま号や団体貸出の利用により借受図書を提供して、町民サービスの向上に努めます。

(2) 地区公民館における読書活動の推進

地区公民館は、生涯学習における地域の拠点施設として、多くの町民の学習機会の提供に寄与しています。現在、9つの地区公民館すべてにおいて図書室や図書コーナーを設置しています。

中央公民館から遠く離れた地区公民館では、休日や祝祭日の利用者も多く、特に、地域の子どもたちの活動の場となっています。

現在、各公民館の蔵書は少なく、新刊図書の購入冊数も少ないことから、これらの充実を図っていくことが課題となっています。したがって今後、地区公民館の図書を整備し、子ども読書活動を推進することが必要です。そのための整備を計画的に進めます。また、地域の子どもを中心とした読書活動を地域のボランティアとともに進めます。

- 青少年教育事業の中に読書に親しむ機会を設けていますが、これらをさらに充実します。
- 図書の計画的な購入と廃棄を行い、読書環境を積極的に整備します。
- 公民館事業の中で読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、ボランティアの育成を図るとともに活動の場を提供します。

4 広報・啓発

(1) 広報・啓発

子ども読書活動を推進するため、国の「子どもの読書週間」にちなみ、「川俣子ども読書の日」を制定するなど、子ども読書活動の意義や重要性について広報・啓発に努めます。

また、川俣町のすべての子どもたちが本に親しめる環境を整備するために、子ども読書に関わるすべての家庭や地区公民館等の機関に対し、読書の楽しさや大切さについて広報・啓発活動を行います。

参考 子どもの読書活動に関する日程一覧

読書に関する事業名	実施期日
国際子どもの本の日	4月 2日
川俣子ども読書の日	4月23日
こどもの読書週間	4月23日 ~ 5月12日
川俣町児童生徒読書感想文コンク - ル	9月1日~9月30日(募集)
文字・活字文化の日	10月27日
読書週間	10月27日 ~ 11月9日
ふくしま教育の日	11月1日
ふくしま教育週間	11月1日 ~ 11月7日
川俣町「親と子どもの読書の日」	毎月第3日曜日

(2) 情報の収集・提供

子どもの読書活動を推進するために、公民館の企画広報や読み聞かせボランティア団体の情報収集と提供に努めるとともに、関係機関の蔵書に関する資料の提供を進めます。

また、中央公民館の新刊図書等の紹介を行います。主な情報の提供は次のとおりです。

- 川俣町ホ - ムペ - ジでの紹介
- 「広報かわまた」による紹介
- 「とよしつだより」「公民館だより」「学校図書館だより」等による紹介

第4章 子ども読書活動計画推進のための施策

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもと本をつなぐ人材の育成と児童図書整備の充実、さらに、子どもの読書に関する情報の共有が必要です。そこで、子どもの読書活動を推進していく体制を整備するため、次の施策に取り組みます。

1 子どもと本をつなぐ人材の育成と連携

幼稚園・保育園・小・中学校が進める「読み聞かせ・読書学習プラン」の充実を図り、本とのふれあい、読書習慣の育成等、子どもの読書活動を推進します。また、定期的に図書館教育担当者会議を開催し、学校間の連携を図るとともに、研修会を実施し、教職員の指導力の向上に努めます。

読書環境整備の充実に向け、町立図書館の創設や学校司書教諭の計画的な配置に努力します。

各園と学校との連携、公民館図書室と学校の連携、読み聞かせボランティア団体との連携と協働により、幼稚園、保育園、小・中学校の読書活動の支援と充実に努めます。

2 子ども読書に関する情報の共有

子どもに読ませたい本等の選定に当たっては、幼稚園や学校の代表者からなる図書選定委員会を通して図書の整備を行い、総合的な図書リストやテーマ別図書リスト、おすすめ図書リストなどの情報提示を行います。

3 関係機関との連携・協力

子どもの読書環境の整備と支援に関しては、本計画を効果的に推進していくために、県教育委員会や他市町村及び県立図書館等の関係機関との連携・協力を推進します。

なお、本計画を推進するに当たっては、子どもの読書活動が本計画の目的を有効に達成できるよう、定期的に計画の進捗状況を把握し、評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討を行うこととします。

資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布）
- 2 かわまた教育推進プラン「読み聞かせ・読書学習プラン」